

公益社団法人 日本コンクリート工学会  
コンクリート工学論文集編集委員会規程

平成 元年 8 月 30 日 制定  
平成 26 年 2 月 28 日 改正  
令和 元年 5 月 22 日 改正  
令和 5 年 8 月 31 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、コンクリート工学論文集編集委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、原則として委員 20 名以内をもって組織する。委員は第 3 条に定める委員長が指名する。

(委員長、副委員長)

第 3 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2. 委員長は、会長が指名する。
3. 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員長及び副委員長の任期は、2 年とする。

2. 委員の任期は 2 年とし、原則として 1 年毎にその半数が交替する。ただし、重任を妨げない。
3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第 5 条 委員会は、コンクリート工学論文集（以下「論文集」という。）に投稿された、「コンクリート工学論文集」投稿要領 4. に定義される論文、和訳論文及び討議に関する次の事項を審議し決定する。ただし、重要事項については必要に応じて、図書編集委員会に付議する。

- (1) 論文集の編集方針
- (2) 投稿された論文、和訳論文及び討議の掲載の可否
- (3) その他、必要な事項

(運営)

第6条 委員会は委員長が招集し、原則として2か月に1回の割合で開催する。なお、必要に応じて随時開催することができる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会が発議し、図書編集委員会及び企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、平成元年8月30日から施行する。
2. この規程の改正は、令和5年8月31日から施行する。